

事務連絡  
令和4年12月1日

各 都道府県水道行政担当部（局）  
厚生労働大臣認可水道事業者  
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 御中

厚生労働省  
医薬・生活衛生局水道課

給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

今般、別紙のとおり中央防災会議会長から「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和4年11月18日付け中防災第38号）が発出され、災害初動体制の確立や住民等に対する普及啓発・注意喚起等が要請されているところです。

また、近年では、令和3年1月、平成30年1月～2月に、非常に強い寒波により屋外の給水管等が凍結し破裂すること等による漏水が相次ぎ、その結果配水池の水位が低下し給水制限に至った事例が発生しました。このほか過去には、降積雪により電線が破断することによって発生した停電による断水事例も報告されています。

特に温暖な地域では、寒冷地と異なり、給水管の凍結への対応が一般的ではないため、気象状況に注意し、寒波が予想される時は、需要者に対する水道凍結への注意喚起や凍結防止対策に関する、きめ細やかな広報活動や情報提供のほか、管路、配水池の監視等による被害状況の早期把握が重要です。また、多量の降積雪が予想される時には、停電に備え、自家発電設備及び燃料の確保状況の確認も重要です。

については、これらを踏まえ、これから厳冬期を迎えるにあたり、各水道事業者におかれでは、下記の点に留意した取り組みに努めるよう、お願ひいたします。

都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願ひいたします。

## 記

- ① 需要者に対する広報活動や情報提供は、需要者に情報が確実に行き渡ることが重要であり、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、さらには防災行政無線、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を気象状況及び地域の実情に応じ、活用することが望ましい。
- ② 給水管の凍結防止対策（水抜き等）や凍結した場合の具体的な対処方法（解凍方法や注意事項等）、漏水した場合の対応（指定給水装置工事事業者への修繕依頼など）を需要者への情報提供に努められたい。  
なお、凍結防止対策としては、保温材による露出給水管の防護や給水管内の水抜きが有効であるが、このような対策を講じることが出来ない場合は、蛇口から少量の水を流しておく方法も考えられる。
- ③ 近年の寒波による断水被害では、空き家での給水管等の凍結防止や破裂後の漏水対応に遅れが生じた事例が多く報告されたことから、空き家を想定した対応についても十分留意されたい（例えば、凍結被害が発生した時の現地確認、空き家など水道の使用を中止している家屋の止水栓等の閉栓等）。また、空き家情報を有している各市町村の空き家担当部局等との連携を強化し、空き家に関する情報を日頃から把握するよう努められたい（参考：平成30年3月30日付け事務連絡「空き家に関する情報共有について」）。

以上

（連絡先）

厚 生 労 働 省  
医薬・生活衛生局水道課  
担 当：中添、山下、高柳、北川  
電 話：03-3595-2368（直通）  
E-mail：[suidougi.jutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougi.jutsu@mhlw.go.jp)